

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（195）」
2. 日時：令和2年4月22日（水）13時30分～15時45分
3. 場所：
  - (1) 原子力規制庁9階南会議室
  - (2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - (1) 原子力規制庁  
原子力規制部 新基準適合性審査チーム  
戸ヶ崎安全規制調整官、上野管理官補佐、加藤安全審査官、荒川安全審査専門職
  - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他3名
5. 要旨
  - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（その1）及び設工認申請（その12）に関し、可搬型機器の仕様の記載方針等について、資料R3-195-1 及び資料R3-195-2に基づき説明があった。
  - (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - 設工認申請（その12）の冠水維持機能喪失時の給水手段について、事象の進展を踏まえた給水手段の選択基準、実現性を審査会合で説明する必要があること。
    - 設工認申請（その1）のモニタリングポストによる計測について、想定している事象による放射性物質の放出を踏まえ、監視継続時間の設定根拠を審査会合にて説明する必要があること。
    - 設工認申請（その1）の可搬型測定装置による空間線量率の測定について、設計基準事故時に用いるのか、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止に用いるのか位置付けを明確にして審査会合にて説明する必要があること。
  - (3) 原子力規制庁から、可搬型機器の仕様の記載方針について資料3に基づき説明し、設工認申請書の記載にあたり参考にするよう伝えた。

## 6. 配付資料

### (1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 資料R3-195-1 設工認（その12）に係る仕様の見直しについて
- ・ 資料R3-195-2 設工認（その1）に係るモニタリングポストの非常用発電機について

### (2) 原子力規制庁からの配付資料

- ・ 資料3 可搬型電源等の許認可申請記載事項(案)